

**既設橋梁の落橋防止システム設計業務委託
標準歩掛**

平成 2 7 年 5 月

香川県土木部 道路課

既設橋梁の落橋防止システム設計業務委託標準歩掛

1. 適用範囲

この歩掛は、既設の橋・高架橋の落橋防止システムを道路橋示方書(平成24年2月)等により、設計する場合に適用するものとし、既設橋梁の補強設計は含まないものとする。

適用橋梁の範囲は、

①コンクリート橋：R C T桁橋、R C床版橋、P C T桁橋、P C床版橋

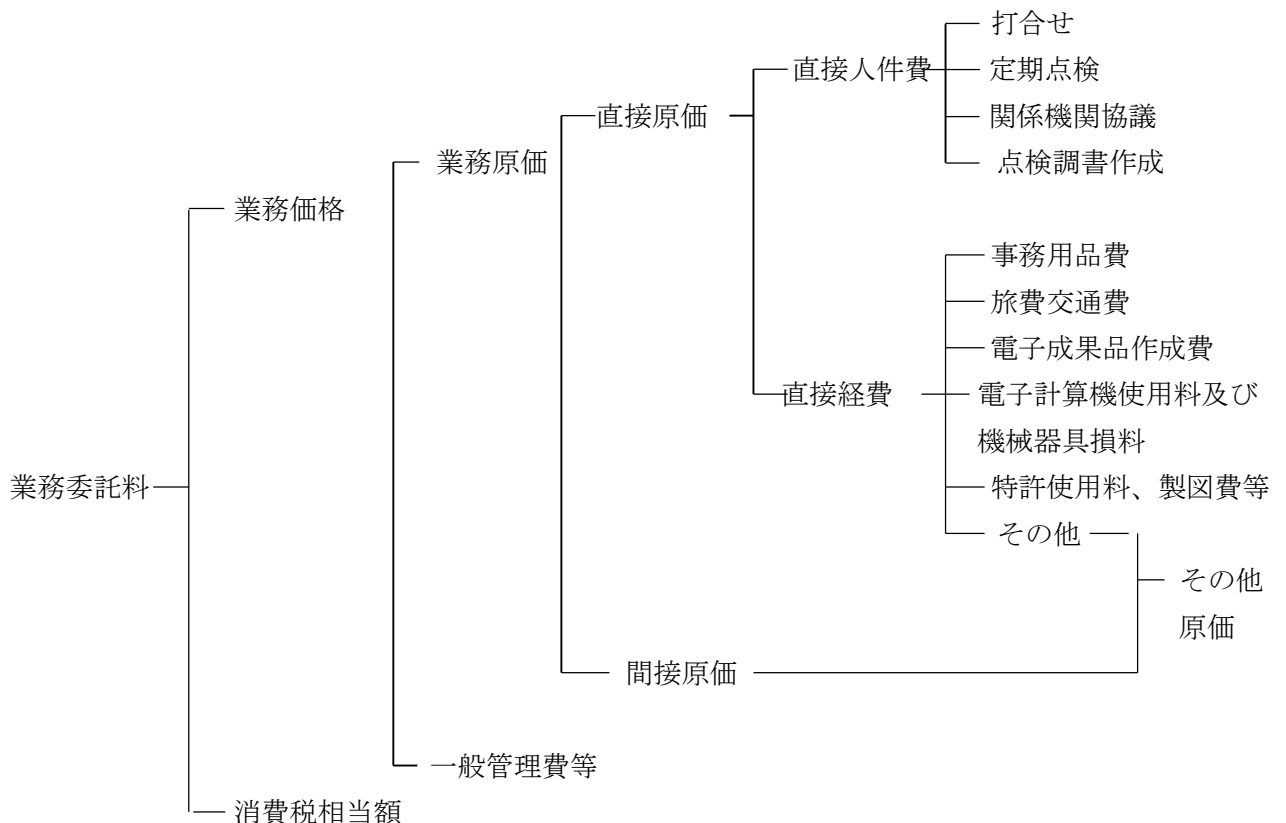
②鋼橋：I桁橋、H形鋼桁橋

等の単純桁または連続桁形式の橋梁で上部構造の比較的単純な形式の橋梁に適用する。

なお、ゲルバー桁橋、アーチ橋、ラーメン橋等の特殊な橋梁については、別途見積り聴取するものとする。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料の積算（建設コンサルタントに委託する場合）

①業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

$$= \{[(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費)\} \times \{1 + (消費税率)\}$$

②各構成要素の算定

(イ)直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。

(ロ)直接経費

直接経費は、[事務用品費]、[旅費交通費]、[電子成果品作成費]、[電子計算機使用料及び機械器具損料]、[特許使用料、製図費等]について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

上記以外の必要額については、その他原価として計上する。

※電子成果品作成費について

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。（その他の設計業務）

(ハ)その他原価

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

(ニ)一般管理費等

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

(ホ)消費税相当額

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

3. 直接人件費

(1) 設計協議

設計協議は下記を標準とし、中間打合せは1回を標準とするが、状況により中間打合せ回数を増減することができる。

(1業務当り、単位：人)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
業務着手時			0.5	0.5			
中間打合せ				0.5	0.5		
成果品納入時			0.5	0.5			

(2) 現地計測

- ① 現地計測は、対象橋梁の設計図書がない場合に限り計上するものとし、設計に必要な死加重反力の算定を含むものとする。
- ② 本橋と側道橋を同時に計測する場合、及び橋梁中で上部構造が橋軸方向または上下線で異なる場合も1橋として取り扱う。
- ③ 現地計測に必要な測定用機器及び簡易な足場（梯子、ボート等を含む）等を含むものとする。
- ④ 吊り足場、橋梁点検車等を必要とする場合は、別途計上するものとする。

(10橋当り、単位：人)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地計測			6.4	14.0	13.5	48.0	19.9

(3) 現地調査

- ① 現地調査は、対象橋梁の設計図書がある場合に限り計上するものとする。
- ② 本橋と側道橋を同時に計測する場合、及び橋梁中で上部構造が橋軸方向または上下線で異なる場合も1橋として取り扱う。
- ③ 現地計測に必要な測定用機器及び簡易な足場（梯子、ボート等を含む）等を含むものとする。
- ④ 吊り足場、橋梁点検車等を必要とする場合は、別途計上するものとする。

(10橋当り、単位：人)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地計測			0.6	8.2	2.3	21.1	17.6

(4) 既設橋梁の落橋防止システム設計

本橋と側道橋を同時に計測する場合、及び橋梁中で上部構造が橋軸方向または上下線で異なる場合も1橋として取り扱う。

(10橋当り、単位：人)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画				0.6	1.2	3.5		
応力計算					5.9	5.9		
図面作成						5.9	5.9	5.9
材料計算							5.9	5.9
照査					3.5			
計				0.6	10.6	15.3	11.8	11.8

①設計計画：現地状況（地盤種別を含む）を把握し、地震時水平力の算定、対策工法の検討・選定等を行う。

現地状況により落橋防止システムが不要となる場合は、根拠を整理し業務終了とする。

②応力計算：選定工法の落橋防止システム部材の応力計算を行う。

③図面作成：実施設計図の作成を行う。

④材料計算：落橋防止システム部材の数量計算書等の作成を行う。

⑤照査：②～④の照査を行う。

(5) 既設橋梁の落橋防止システム設計（修正設計）

平成24年2月の道路橋示方書の改訂に伴い、設計完了済みの橋梁について修正設計を行う場合の歩掛である。

(10橋当り、単位：人)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画				0.4	0.8	2.5		
応力計算					4.1	4.1		
図面作成						4.1	4.1	4.1
材料計算							4.1	4.1
照査					2.5			
計				0.4	7.4	10.7	8.2	8.2